

奈良市地域生活支援事業
(移動支援事業・日中一時支援事業)
支援者のための手引き

令和6年4月

奈良市福祉部障がい福祉課

目 次

はじめに

- 1 地域生活支援事業利用の流れ |
- 2 地域生活支援事業の利用者負担額について |

移動支援事業

- 1 概要 2
- 2 支援の種別 2
- 3 対象者 3
- 4 実施方法（個別支援型） 3
- 5 外出及び支援の範囲（個別支援型） 4
- 6 算定できるサービスの内容（個別支援型） 5
- 7 留意事項 5
- 8 サービス提供者の資格要件 6
- 9 サービス利用単価 6
- 10 支給量 7
- 11 移動支援事業に関するQ & A 8

日中一時支援事業

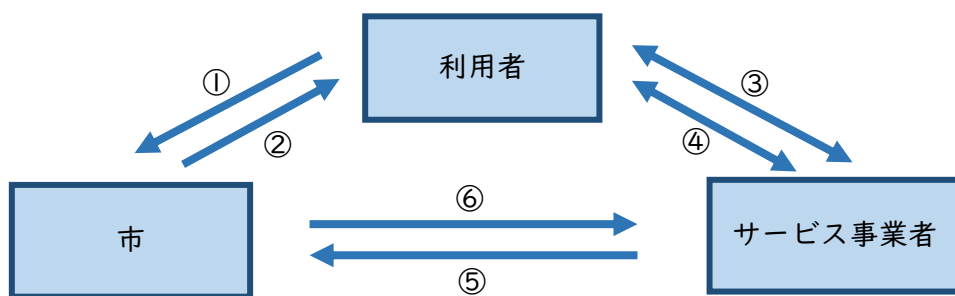
- 1 概要 12
- 2 対象者 12
- 3 支援の種別 12
- 4 実施方法（移動支援事業施設等利用型を含む） 13
- 5 留意事項 14
- 6 サービス利用単価 14
- 7 支給量 14

はじめに

奈良市では、市町村事業としてさまざまな地域生活支援事業を行っております。その中で、移動支援事業、日中一時支援事業について、サービスを提供していただく際の基準となるよう、手引きとして取りまとめました。この手引きを参考に、適切な支援に努めていただきますよう、お願いいたします。

1 地域生活支援事業利用の流れ

地域生活支援事業の利用申請から、サービス事業者へサービス提供に要した費用（以下、「サービス費」）の支払いまでの流れは以下のようになります。



①サービス利用申請	市へサービスの利用申請が必要です。 【利用開始日】 ※日付をさかのぼって決定することはできません。 新規申請：支給決定日の前日までの申請につき、支給決定日からの利用が可能です。 変更申請：利用開始は原則、申請のあった翌月からです。
②審査・決定	審査・支給決定を行い、「地域生活支援事業利用（変更）決定通知書」を利用者に送付します。
③契約	利用者とサービス事業者で契約を結んでください。
④サービス利用・提供	サービスを提供される際には必ず利用者の「地域生活支援事業利用（変更）決定通知書」をご確認ください。特に有効期間にはご注意ください。
⑤サービス費請求	サービス提供月の翌月 10 日までに市へ請求書類をご提出ください。 請求書類は請求書、明細書、実績記録表の 3 点です。 請求方法の詳細は請求手続きに関するマニュアルをご確認ください。
⑥審査・支払い	支払いは請求月の翌月末日までの間に行われます。

2 地域生活支援事業の利用者負担額について

サービス費の 1 割が利用者負担です。ただし、所得に応じて上限額が決められています。利用者負担分については、サービス提供事業者が直接利用者から受領してください。

世帯区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	
一般	市町村民税課税世帯	37,200 円

移動支援事業

1 概要

屋外での外出が困難な障害者・児が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出が円滑に行えるように、移動を支援します。ただし、原則として1日の範囲内で用務を終えるものとしします。

2 支援の種別

移動支援の実施方法としては、「個別支援型」、「施設等利用型」、「車両移送型」、「大学修学支援型」の4種類の方法があります。

形態	実施方法
個別支援型	1名の障害者（児）に対して、ヘルパーがマンツーマンでの支援を行います。 なお、個別支援型については次の2つに支援の内容が分かれます。 ①身体介護あり サービス提供時間内に、歩行・移乗・移動・食事・排泄・入浴のいずれかに全面的介護又は一部介護を必要とする者の支援 ②身体介護なし ①以外の支援
施設等利用型	日中一時支援及び短期入所又は介護保険法における指定通所介護事業所を利用するため、施設又は事業所の運行する車両で通所するための支援を行います。詳しくは、日中一時支援のページ（P13）をご確認ください。
車両移送型	総合福祉センターを利用する者のための車両による支援を行います。
大学修学支援型	重度訪問介護の利用者が大学等に修学するに当たり、大学等が修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等の敷地内における身体介護等を行います。詳しくは「奈良市移動支援事業大学修学支援型利用の手引き」をご覧ください。

3 対象者

奈良市に住所を有する障害者（児）、または、奈良市の支給決定を受けて施設等に入所している障害者で、障害によって単独での移動が困難である場合に移動支援の対象となります。対象者要件は以下の通りです。

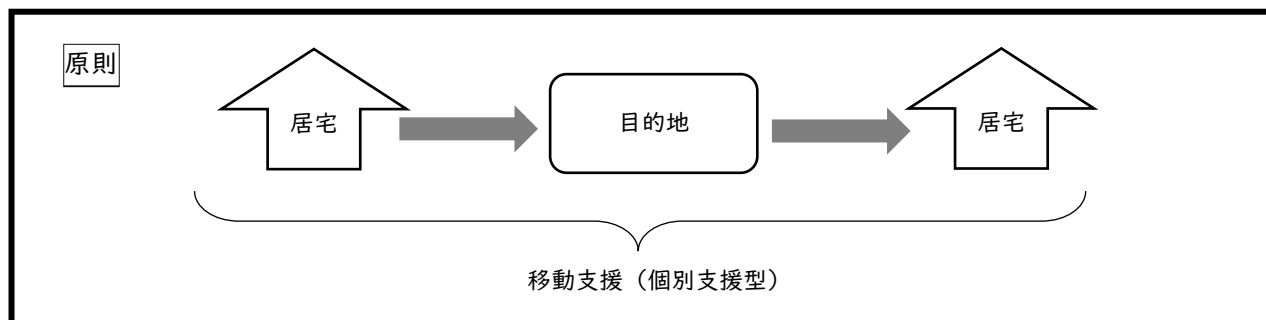
実施方法	障害種別	対象要件	
個別支援型	身体障害者（児）	視覚障害（児）	屋外での移動に著しく制限のある者
		肢体不自由者（児）	両上肢機能障害 2 級以上かつ両下肢機能障害 2 級以上の者又はこれに準ずる者
	知的障害者（児）	療育手帳を所持している者	
	精神障害者（児） ※	精神障害者保健福祉手帳を所持している者 自立支援医療（精神通院）を受給している者 精神障害を事由とする年金を受給している者	
施設等利用型	—	日中一時支援及び短期入所又は介護保険法における施設通所介護事業所を利用するため、施設又は事業所が運行する車両で通所する者	
車両移送型	—	総合福祉センターを利用する者	
大学修学支援型	—	「奈良市移動支援事業大学修学支援型利用の手引き」参照	

※ 精神障害を事由とする医師の診断書を提出できる者は対象となる場合がありますので、個別にご相談ください。

個別支援型については、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援の対象者はそちらの利用が優先されます。また、原則併給はできません。

4 実施方法（個別支援型）

移動支援個別支援型の利用は原則、目的のある外出で、居宅を始点とし目的地を経由して終点が居宅である一連の流れが対象となります。基本的には移動手段は、公共交通機関をご利用ください。



5 外出及び支援の範囲（個別支援型）

移動支援として認められる支援の範囲の認定については、事業の目的から、当該外出の目的が「社会通念上公的サービスの対象として適当であるか否か」という観点により判断します。

（1）対象となる外出の範囲の例

事由	外出内容	外出の例
社会通念上 外出が必要 不可欠と認め られる場合	ア 官公署や金融機関での手続きや相談 イ 日常生活上必要な買い物 ウ 理容・美容に係る外出 エ 学校行事、PTA 活動に係る外出 オ 住居の取得・賃貸・維持管理に係る 契約や相談 カ その他上記に準ずる外出	ア 市役所、裁判所、警察署、銀行等 イ 商店、スーパー等 ウ 理容院・美容院 エ 学校 オ 不動産会社等 カ その他
余暇活動等 社会参加のた めの外出	ア 冠婚葬祭 イ 余暇文化活動 ウ 参拝・礼拝など社会的習慣 エ 地域における各種行事への参加 オ その他上記に準ずる外出	ア 結婚式・葬式・法事・お墓参り等 イ 体育館施設、動物園、図書館、映画館、 美術館等 ウ 教会等 エ 自治会主催の行事等 オ その他

（2）対象とならない外出範囲の例

事由	外出内容
経済的活動に係る外出	通勤、営業活動、その他収入を得ることを目的とした外出
社会通念上適当ではない外出	布教活動、選挙運動等の政治活動、ギャンブル等を目的とした外出
通年かつ長期にわたる外出（※1）	通学、通所、通園、習い事

（※1）通園・通学・通所の送迎は利用できませんが、送迎者や介護者が出産・疾病・介護等やむを得ない事情がある場合に限り利用ができます。手続きが必要になりますので必ず事前にご相談ください。

6 算定できるサービスの内容（個別支援型）

移動支援で提供できるサービスの内容は、利用者の障害に起因して必要となる外出時の介助に限られます。具体的な事例については以下の通りです。

移動支援の対象と考えられる事例
外出時の移動の介護（公共交通機関の利用補助、車への乗降介助等）
外出時の排泄、食事等の介護（排泄介助、食事介助、更衣介助等）
外出時の代筆、代読等（チケットの購入補助等）
その他外出に伴い必要と認められる支援（健康状態のチェック、整容、手荷物の準備等外出の前後におおむね 30 分の範囲で支援を終えるもの）

移動支援の対象にならない事例
別室で待機しているなど、外出先においてヘルパーが付き添っていない時間
ヘルパーが1人で運転手を兼ねて自動車等で移動する時間
生活介護、障害児通所支援等の前後の利用で預かり行為と判断できる時間

7 留意事項

- ◆公的機関への手続きや通院については、居宅介護（通院等介助）や介護保険制度が利用できる場合にはその利用を優先してください。居宅介護（通院等介助）や介護保険制度が利用できない場合に移動支援を利用することができます。
- ◆移動支援事業所の車を用いて支援する場合については、移動に係る費用の収受に関わらず、別途道路運送上の許可等が必要になります。
- ◆原則の利用（居宅～目的地～居宅）ではないときや8時間を超えて連続して利用する場合は例外的利用となりますので、実績記録表に理由を記入してください。

その他、個別のケースについては、事前に障がい福祉課にお問い合わせください。

8 サービス提供者の資格要件

移動支援のサービス提供にあたっては、介護福祉士及びその他指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）に規定する研修（「居宅介護従業者養成研修課程」「重度訪問介護従業者養成研修課程」「同行援護従業者養成研修課程」「行動援護従業者養成研修課程」を修了した者）の資格が必要です。

対象者	全身性障害者 (児)	視覚障害者 (児)	知的障害者 (児)	精神障害者 (児)
研修課程等				
介護福祉士	○	○	○	○
居宅介護従業者養成研修課程1級・2級課程	○	○	○	○
重度訪問介護従業者養成研修課程	○※1			
同行援護従業者養成研修課程		○※2		
行動援護従業者養成研修課程			○※1	

※1 受講の機会があれば、参加を心がけてください。

※2 視覚障害者の支援を行う場合には必須です。

9 サービス利用単価

(1) 個別支援型

時間	身体介護あり	身体介護なし
～0.5時間以内	2,300円	800円
0.5時間を超えて1.0時間以内	4,000円	1,500円
1.0時間を超えて1.5時間以内	5,800円	2,300円
1.5時間を超えて2.0時間以内	6,600円	3,000円
2.0時間を超えて2.5時間以内	7,300円	3,700円
2.5時間を超えて3.0時間以内	8,000円	4,400円
3.0時間を超えて3.5時間以内	8,700円	5,100円
3.5時間を超えて～	(+700円/0.5時間)	(+700円/0.5時間)

(2) 施設等利用型

片道 540円

10 支給量

対象者		上限時間数	算出基礎	備考
障害児	就学前	14 時間/月	3 時間/週×4.5 週/月 = 14 時間	緊急時やむを得ない場合等においては、一月あたり 36 時間の範囲内で支給することができる。
	就学後	23 時間/月	5 時間/週×4.5 週/月 = 23 時間	3 月・4 月・7 月・8 月の利用に関して、障害児の保護者等から申し出があった場合、緊急時やむを得ない場合等においては一月あたり 36 時間の範囲内で支給することができる。
障害者	在宅	36 時間/月	8 時間/週×4.5 週/月 = 36 時間	
	グループホーム入居者	20 時間/月	4.5 時間/週×4.5 週/月 = 20 時間	
	施設入所者	6 時間/月	3 時間/1 回×2 回/月 = 6 時間	
介護保険制度対象者	在宅	20 時間/月	4.5 時間/週×4.5 週/月 = 20 時間	緊急時やむを得ない場合等においては、一月あたり 36 時間の範囲内で支給することができる。
	高齢者関連施設入居者	6 時間/月	3 時間/1 回×2 回/月 = 6 時間	介護保険施設及び特定施設入居者生活介護対象施設を除く。

11 移動支援事業に関する Q&A

Q1	施設入所者の利用 施設に入所中に移動支援を利用することはできますか。
	できます。 奈良市では障害者支援施設に入所されている方や療養介護の支給決定を受け、病院に入院されている方の帰省や外出のために、一月あたり 6 時間を上限に移動支援をご利用いただけます。ご希望の場合は入所先の施設等を通して障がい福祉課に申請してください。
Q2	運転時間の算定 事業所の運行する車両でヘルパー自らが運転する車で移動する時間は、移動支援の支援時間に含まれますか。
	含まれません。 ヘルパーが運転している時間は算定時間から除いてください。 その際には、実績記録表にヘルパーが運転している旨をご記入ください。
Q3	通院利用 移動支援を通院に利用することはできますか。
	定期通院については利用できません。 障害福祉サービスまたは介護保険制度をご利用ください。 ただし、突発的な通院や傷病等により障害福祉サービスまたは介護保険制度の支給量が足りない場合等は利用していただけます。その場合は実績記録表に移動支援で通院の支援を行った理由をご記入ください。
Q4	入退院時の利用 入退院の際に移動支援を利用することはできますか。
	障害福祉サービスまたは介護保険制度を優先してご利用ください。 これらが利用できない場合に移動支援を利用することができます。その場合は実績記録表に移動支援で入退院の支援を行った理由をご記入ください。
Q5	入院中の利用 入院中に移動支援を利用することはできますか。
	原則利用できません。 障害福祉サービスをご利用ください。 ただし、やむを得ない理由等がある場合には一度障がい福祉課までご相談ください。

Q6	短期入所中の利用 短期入所中の利用はできますか。
----	-----------------------------

できません。

短期入所中の外出支援は短期入所事業所が行うこととされています。

Q7	サービス提供時間 1回あたりのサービス提供時間に決まりはありますか。
----	---------------------------------------

1回あたりのサービス提供時間に決まりはありませんが、原則として1日の範囲において用務を終えるものとしてください。8時間以上連続して利用する場合は、実績記録表に理由をご記入ください。

Q8	外出の範囲 市外に行く場合であっても、移動支援を利用することはできますか。
----	--

できます。

1日の範囲内で用務を終えるものであれば、市外に外出される場合にも利用できます。

Q9	ヘルパーの交通費 ヘルパー派遣に要する交通費を利用者から徴収することはできますか。
----	--

ヘルパーが利用者宅まで訪問するための交通費は、通常利用者から徴収することはできません。ただし、利用者宅から、利用者と一緒にヘルパーが移動支援として外出する場合に係る交通費については、利用者から徴収することができます。入場料の必要な場所にヘルパーが同行した場合でも、必要な費用については利用者から徴収できます。

Q10	ヘルパーの飲食代 移動支援中の食事代は利用者に請求できますか。
-----	------------------------------------

ヘルパーは支援中であることから、必ずしも一緒に食事をとる必要はないと考えますが、飲食した場合はヘルパー自身の分はヘルパーが負担してください。

ただし、利用者が一緒に飲食することを希望した場合や高級店に行く等でヘルパーの負担が大きくなる場合は利用者と事業者で相談してください。

Q11	プール利用 プールの中での介助も移動支援として算定できますか。
-----	------------------------------------

移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排泄等の介助や、危険回避のための必要な支援を行った場合になります。したがって、目的地において利用者自ら活動できる場合（この例では「プール内での更衣」、「自らが遊泳できる」場合）は移動支援として算定できません。ただし、プール内において、利用者に対して支援が必要な場合は、移動支援として算定できます。

Q12	<p>自転車での利用 自転車での利用はできますか。</p>
<p>移動支援は常時介護できる状態での付き添いが前提となるため、自転車での移動については算定できません。併走もできません。</p>	
Q13	<p>旅行での利用 旅行するときに移動支援を利用することはできますか。</p>
<p>旅行中であっても移動支援を利用することはできます。 また、宿泊を伴う旅行の場合については、特例的に宿泊先のホテル等を居宅として位置付けることにより、移動支援の利用を可能とします。そのため、宿泊先のホテル等での介助は、「外出の準備に伴う支援」に限られることとなりますので、宿泊先での食事、入浴、排泄等の介助は移動支援の対象とはなりません。</p>	
Q14	<p>始点・終点が居宅ではない 生活介護等障害福祉サービス事業所から買い物に行って居宅に帰る利用はできますか。</p>
<p>原則は居宅→目的地→居宅の利用です。 ただし、恒常的な利用ではなく、利用者にとってあまりにも利便性が欠ける等の場合で始点・終点のいずれかが居宅の場合は利用が認められることがあります。サービス提供前に個別にご相談ください。事前連絡がない場合の利用は認められません。 また、外出目的が通院の場合は障害福祉サービスの通院等介助等の利用が認められる場合がありますので、通院等介助等の利用についてご確認ください。</p>	
Q15	<p>始点・終点が居宅ではない 利用者と駅で待ち合わせをするなど、始点・終点が居宅以外となる利用はできますか。</p>
<p>原則は居宅→目的地→居宅の利用です。 ただし、家族等の介護者が目的地やその途中の駅などまで送迎できる場合はその地点から（まで）の利用はできます。その際は実績記録表へ支援が不要である理由をご記入ください。</p>	
Q16	<p>障害児の利用 児童の利用はできますか。</p>
<p>外出の内容や対象児童の年齢により異なります。 障害の有無に関わらず、本来保護者が同行すべき内容の外出や、その年齢での単独の行動としては想定しがたい外出については、移動支援を利用することはできません。ただし、家庭状況や本人の成長等を踏まえ、身体的介助や行動障害に対し保護者での対応が困難な場合など、特段の事情等がある場合については、利用が認められる場合があります。</p>	

Q17	障害児の利用 障害児通所支援終了後、保護者が帰宅するまでの時間に移動支援を利用できますか。
-----	--

社会参加や余暇活動を目的としているのではなく、預かりを目的としていると考えますので、移動支援の利用はできません。

Q18	障害児の利用 児童が学校から帰宅途中のバス停を始点にプール・図書館に行く場合に利用できますか。
-----	--

学校からの帰宅途中のバス停からであれば算定可能です。

この場合は実績記録表の始点に「バス停」とご記入ください。

日中一時支援事業

1 概要

障害者に対し、活動の場の提供、社会適応訓練、入浴サービス及び給食サービスを提供することにより、日中における活動の場の確保と、家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息のための支援です。

2 対象者

奈良市に住所を有する障害者及び障害児で次の要件に該当する者

障害種別	対象要件
身体障害者（児）	身体障害者手帳を所持している者
知的障害者（児）	療育手帳を所持している者
精神障害者（児） ※	精神障害者保健福祉手帳を所持している者 自立支援医療（精神通院）を受給している者 精神障害を事由とする年金を受給している者

※ 精神障害を事由とする医師の診断書を提出できる者は対象となる場合がありますので、個別にご相談ください。

介護保険サービスを受けることができる者は対象外です。

また、以下に該当される方は状態によっては利用できない場合があります。

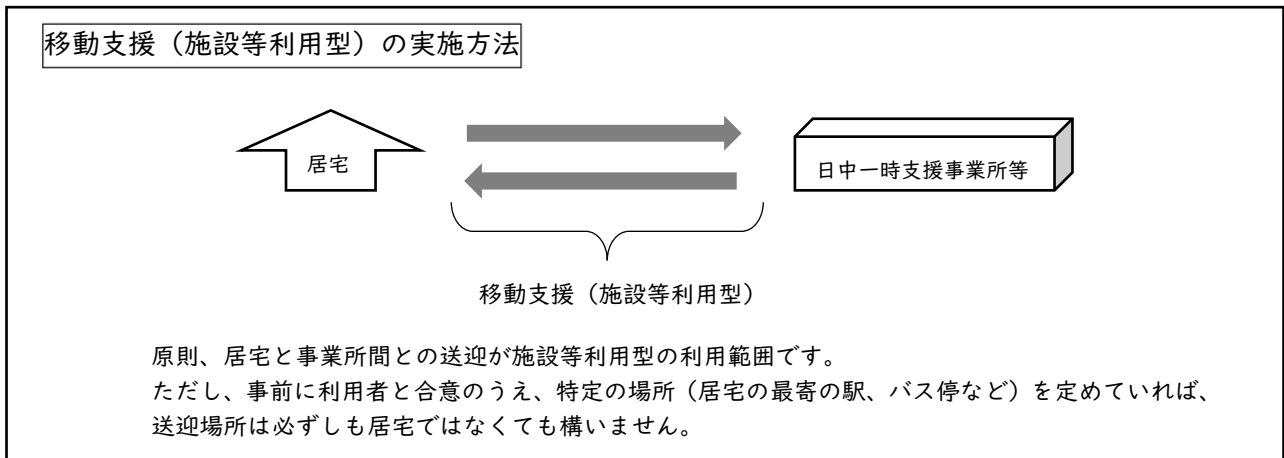
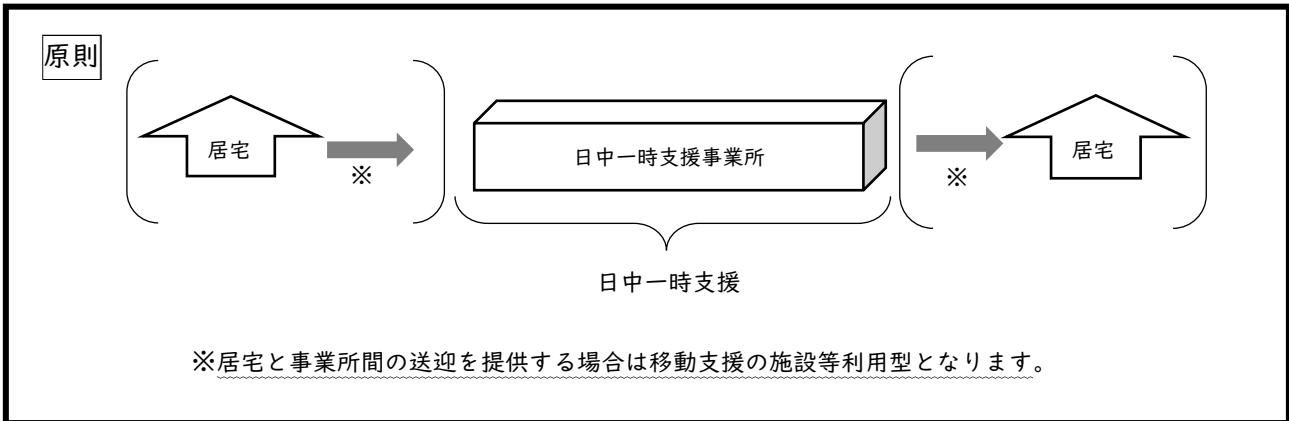
- 伝染性疾患を有する者
- 入院加療を要する者
- 著しい精神障害があつて医療処遇が適当な者
- 攻撃的な行為又は自傷行為をするおそれがある者

3 支援の種別

実施方法としては、「標準型」、「重心型」、「遷延性型」の3種類があります。

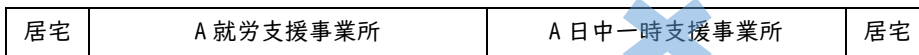
種類	実施方法
標準型	重心型及び遷延性型以外で障害者支援施設等において実施する支援
重心型	重症心身障害者に対して、療養介護及び重症心身障害児施設等において実施する支援
遷延性型	医療が必要と認められた遷延性意識障害者に対して、医療機関において実施する支援

4 実施方法（移動支援施設等利用型を含む）



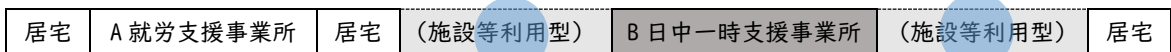
「就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）利用終了後に日中一時支援を利用する場合」

- 同一敷地内で日中一時支援事業を行った場合は、算定できません。

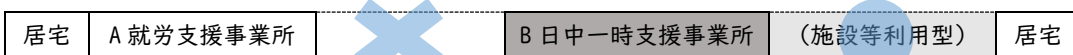


- 移動支援事業での送迎について

算定が可となる場合



算定が不可となる場合



5 留意事項

- ◆日中一時支援は、一日につき1回の利用とします。
- ◆生活介護及び障害児通所支援事業を利用した日は、日中一時支援は利用できません。それぞれの事業の延長加算で対応してください。
- ◆日中一時支援の送迎について、事業所⇄居宅間の送迎を利用する場合には、利用者の移動支援「個別支援型」又は「施設等利用型」の支給決定が必要です。請求は、いずれの場合も「施設等利用型」の単価で請求してください。
- ◆あくまでも、日中の活動の場所を提供するものです。日中一時支援事業の場所を利用して、相談支援等の面談を行うことは、事業の目的とは異なりますので、その時間帯は算定できません。

6 サービス利用単価

時間（日）	種類	標準型	重心型	遷延性型
4時間未満（0.25日）		1,600円	6,000円	3,500円
4時間以上8時間未満（0.5日）		3,200円	12,000円	7,000円
8時間以上（0.75日）		4,800円	18,000円	10,500円

※入浴加算（入浴サービス提供時のみ）・・・420円/回

7 支給量

基本の日数 4日/月

※ただし、サービス等利用計画等において、4日を超える日数が必要な場合はこの限りではありません。

奈良市地域生活支援事業
(移動支援事業・日中一時支援事業)
支援者のための手引き

発行 令和6年4月
編集発行 奈良市福祉部障がい福祉課
〒630-8580
奈良市二条大路南1丁目1番1号
TEL 0742-34-4593
FAX 0742-34-5080